



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 31(1), 379-383
Issue Date	1980-08-08
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/16310">http://hdl.handle.net/2115/16310</a>
Type	bulletin (other)
File Information	31(1)_p379-383.pdf



[Instructions for use](#)

## 北海道大学法学部法学会記事

○昭和五五年一月一八日(金)午後一時半—六時半

「マス・メディア法の現代的課題」

講師

マンフレート・レービ  
ンダー教授(チューリ  
ヒ大学)

通訳

五十嵐 清 教授  
和 田 卓 朗 助手

出席者

三〇名

レービンダー教授は、本講演において、(一)マス・メディアの民事責任の問題として、反論請求権、(二)証言拒絶権という訴訟法上の問題、(三)労働法の領域から、ジャーナリストの勤務外の政治活動禁止の問題、以上の三つを採り上げ、その所説を展開された。既に、新聞協会、早稲田大学においても、本講演はなされているが、そこでは、時間の都合上、第三部が割愛されざるを得なかったと聞く。教授が、此の度、我々の乞いに快く応じて、質疑を除いても、二時間半を越える長時間、御講演下されたことに、

こころより感謝申し上げる次第である。

教授は、(一)反論請求権は、報道内容の真偽とは関わりなく、一般的人格権保護を論拠として認められる(反論請求権の形式的性格)ものであり、その範囲は、反論の対象たる報道が事実の準示を伴うものであるか否かによって、前者の場合には、事実面の反論に限られるが、後者の場合には、反論は、価値評価に対してまで及ぶべきものとされる。また、(二)証言拒絶権は、その保護法益たる「マス・メディアと情報提供者との間の信頼関係」(西独連邦憲法裁判所判決)を論拠に、書籍出版等を除く狭義の報道機関の記者が、その広告欄を除く所謂編集欄の作成にあたって、第三者より入手したる情報について、当該記者の犯罪関与がない場合に限って認める考えである。一方、教授は、(三)マス・メディアは、その従業員たるジャーナリストの勤務外の政治活動を、特別の忠実義務に抛って、制限・禁止し得るものとされる。蓋し、マス・メディアは、独立性をその傾向として掲げる傾向経営であるが、この独立性のイメージは、民主主義の監視者としてのジャーナリズムの機能を全からしめる上で、不可欠の条件である。一方、ジャーナリストには、独占されたメディアの利用という、一般人には閉ざされた可能性が与えられているからである。

以上の講演に引き続いて、(一)反論権と「報道の自由」との抵触の問題や、サンケイ新聞意見広告事件に見る如き、意見広告に対する反論請求権の可否及び費用負担者の問題、(二)ジャーナリストの証言拒絶権の根拠(「報道の自由」か、人格権保護か)の問

題や、証言拒絶権の取り扱ひの刑事と民事に於ける差異（北海道新聞島田記者事件は、後者の例）の問題、（三）傾向経営たる要件、傾向に基づく特別の忠実義務の範囲の問題等をめぐって、活発な討論がなされた。また、公務員の憲法忠実義務（所謂就業禁止）と、傾向経営に於ける特別の忠実義務とに、共通した思想態度を見出し、そこに、西独法学の一つの傾向を指摘する興味深い発言があったことも、見逃さない。

猶、本講演邦訳は、雑誌『新聞研究』紙上に、近々、掲載の予定であると聞く。

○昭和五五年一月一九日（土）午後一時四〇分—五時二〇分  
「民事執行法立案の経緯とその問題点」

講師 浦野 雄 幸氏  
出席者 三三名

講師の浦野氏（現在東京高裁判事）は、昭和四三年より五四年まで法務省民事局参事官として、民事執行法（昭和五四年三月公布）・民事執行規則（昭和五四年一月公布）の立案作業に携わってこられた。今回の御講演は、昨年九月同法を研究した民事法の教官・院生の希望により、同氏をお招きして立法の経緯をお聞きしたものである。

講演では、多くの個別条文に触れながら、立法作業の推移、なかでもそこにおける一次試案・二次試案の性格を説明された。一次試案は、極言すれば、法改正の気運をつくることを企図してい

た。したがって多くの注にみられるように、あえて種々の問題を提起してみた。一次試案に対し強い批判がなかったために、二次試案でも同じ姿勢で多くの新しい考えを規定することになった（中間利益権の扱い、差押の及ぶ範囲等々）。さらに言えば、試案にも現われなかった改正点も考えていたのである（個別執行間の、個別執行と一般執行の間の、調整など）。しかし、実際に立法するときには、現行の実体法を執行法の改正によって変えることはできない。多くの学者・実務家の批判が予想されるし、また、民法のような基本的な法律を執行法の附則で改正できないという観念が強い。それゆえ、学説・判例が現在固まっているところでも、民法典の条文の改正を伴うような改正はできなかった（債権者代位権の転用についてなど）。結局、最終要綱では一次・二次試案にあった多くの改正が姿を消すことになった。しかし、だからといって一次・二次試案が無意味だったのではない。立法作業では、まず現時点で存在する問題をできるだけ指摘し、世論を喚起することが必要である（とくに執行法のようなプレッシャーグループのない法律については）。しかる後、現実の許す限りで条文化する。条文化されなかった問題点は、改正法の運用実態を見ながら、真に必要なならば次の機会に改正される。一次・二次試案は、数十年後にあるかも知れない改正の際に必ず参考になるであらう。つづいて、国会の審議では、法案がどうしても政治的取引の対象となってしまうこと、債権者Ⅱ強者Ⅱ悪者Ⅱという図式の批判が強かったこと等が指摘された。

講演の後、配当手続・一括競売・法定地上権・手形の執行・許  
 害の短期賃借権・間接強制などの個別的な問題について、また、  
 立案における実体法に対する態度などの一般的な問題について、  
 討論がなされた。

今回は立法関係者のお話しであっただけに、書物ではわからな  
 い点にも及び、有意義でかつ興味深いものであった、というのが  
 出席者一同の感想であった。

○昭和五五年二月二十九日(金)午前二時半—五時

「法史学の解釈学的・人間学的基础——或る印象報告——」

報告者 和田 卓朗

出席者

三〇名

中世国家論に新局面を擧り拓いた O. Brunner の主張の核心  
 をなす、従来の法Ⅱ国制史学の(法学的に構成された)概念装置  
 の近代性への批判の上に築き上げられた「国制史」は、一方で「地  
 域史」(K. Bosl, W. Schlesinger, F. Prinz)と密接な関連を持  
 つ、他方で「構造史」(W. Conze, T. Schieder, R. Koselleck)  
 を介して「社会史」(R. Koselleck, J. Kocka)と接続するといふ  
 展開を見せている。この過程で、「歴史研究の歴史性」という批  
 判的認識が背景に退き、「歴史学と社会科学との架橋」(J. Kocka,  
 R. Koselleck)が語られる仕儀となった。このような状況の中で、  
 同じく O. Brunner 等の所謂「国制史」的批判から出発しなが  
 らも、これを、唯だ従前の(他人の手になる)歴史研究に適用す

るに停めず、当の国制史学者達、更には自分自身の歴史Ⅱ法史研  
 究にも常に向けられている批判原理に迄徹底させ、そして自らの  
 うちに取り込んだ K. Kroeschell の法史学こそ、「法史学と歴  
 史(国制史)学との提携」(久保正輔教授)という課題に対する解  
 答の一つの可能性が示唆される。「法史学と法学との新たな提携」  
 (久保教授)も、亦、「自己の歴史性の飽く無き追究」の下に遂行  
 されねばならぬ。ひとり「歴史学」のみならず、「法学」もまた歴  
 史的事象であるからには、「法学」「法学の有用性」を自明のもの  
 として棚上げにした安易な「法史学の存在価値」如何という設問  
 は成立せず、「法学」それ自体が、むしろ問われている(法を  
 Norm, Ordnung とし)ではなく、law in action とし、形式を把え  
 (Kroeschell) H. Coing の法史学が、以上の要請を充たすもの  
 であるかを Coing 自身の Die Aufgaben des Rechtsistori-  
 kers, 1976 に展開されている法史学論を手懸りに探ることが、  
 本報告に於いて設定された課題であり、差し当って否定的に解決  
 される。

Kroeschell と Coing の法史学の質的相違は、法史学の基礎  
 付けの為に両者が共に援用する Hermeneutik が、前者にあつて  
 は H.-G. Gadamer 流に、後者にあつては然し W. Dilthey の  
 線で理解されているという点にも象徴的に表現されている。周知  
 の様に Hermeneutik は Dilthey-Heidegger-Gadamer とし  
 う発展の過程で、精神科学の方法としての解釈学という枠を越え、  
 社会科学、更には科学的認識一般の批判理論となった。Dilthey

段階の Hermeneutik は確かに「解釈学」であり、「哲学的人間学」と結合し得、実際、結合もしてい、この結合を予定するものでさえあった。それを援用する Coing は、随って、Hermeneutik の適用を、個々の史料解釈レベルに限り、法史構築に際しては、K. Popper の反証の理論（この Hermeneutik とは別種の原理）に mutatis mutandis 訴える（Coing にあつては、「検証」で「反証」が必ずしも明確に区別されてはおらず、その Popper 理解は「検証」に接近したものである）。亦、「人間性向の基本的同一性」を基礎にして、「法」を「秩序」「一定の生活関係において妥当する規範」と定義し、ここから、法史学の対象、方法、任務へと議論を進める（Hermeneutik は、そこでは最早問題にもされない）ことも、彼には可能であった。一方、Gadamer Ⅱ Kroeschell にあつては、hermeneutisch な反省は、法史学研究の全面に及ぶ。Gadamer の Hermeneutik の基礎には、Habermas の指摘の通り、非合理的人間観が潜んでいるとして、この人間観も亦、それが何等乎の「人間学」に高められんと欲するときには、この hermeneutisch な反省による検討を免れることは出来ない。（法文乃至史料の）「解釈」が自明のことである法学・歴史学に対する Hermeneutik（哲学的解釈学）の意義如何という報告後の討論に対する解答も、既に、この Hermeneutik の発展自身のうちに用意されているものと思われる。

Kroeschell の「自らの歴史性の飽く無き追究」を法史学の基礎に据える事は、取りも直さず、Kroeschell の法史研究の祖述、

Kroeschell に拠る権威付与の可能性の断念を意味する。それは、デカルト的懐疑を自らの方法として採用する者がカルテシアンたり得ないのと軌を一にする。自明の事ではあるが、附言して確認して置き度い。

○昭和五五年三月一日（金）午後二時—五時四五分  
「西洋近代思想と日本思想の接点」

報告者 市 井 三 郎氏  
出席者 三五名

報告者は、西洋近代の現段階における到達点を見据えた上で、我国を含めた東洋の思想の独自性に光を当てる作業を続けている哲学者である。成蹊大学工学部教授。

本報告において、氏はまず従来の日本思想史研究が、専ら発展目標としての西洋近代思想との対比という視座からなされてきたこと、そして、彼には有って我には欠ける物の指摘に汲汲としてきたことを批判される。かかる研究が隆盛を誇ってきた背景には思想をコトバという表徴においてのみ分析しようとする、一般に広く流布する哲学的立場を指摘できる。氏は、このような立場に与ることなく、思想は、その担い手の行動・態度にまで溯って分析される必要があると説く。後者の立場を取るならば、従来我国の思想史には見出しえないとされてきた概念は、実はそれに対応するコトバを欠いていたに過ぎず、人々の行動の中には歴然と存在していたことが見てとれるのである。

その例として、ここで氏は、江戸期農民の「権利意識」を取り上げる。一七一一年に、屋代藩で勃発した農民一揆（万国騒動）、および一八世紀の末から半世紀以上にわたって畿内三国で繰広げられた国訴運動における農民の行動様式の内、典型的に、氏はコトバにまで昇華されることのなかった、しかし明確な「権利意識」の存在を見る。このいずれのケースにおいても顕著なことは、農民は、彼らに対する為政者の行動が、彼らのいわば生得の生存権を侵すものであり、「天道」に悖るものであることを徹頭徹尾、非暴力的かつ合法的に主張し続けた点である。この自己抑制の効いた農民の行動は、まさに時の幕府の実定法を越えた「道理」に基礎づけられた、確乎不拔な「権利意識」の存在を物語っていたと結論される。

報告後、三時間近くにわたり活発な討論が行なわれた。質疑は、以上の農民の行動を、どれだけ単なる既得権の回復と区別された、普遍的な「権利意識」に基づくものと言えるのか、報告者における西洋近代の人権思想理解や言語分析批判の妥当性如何、さらには、氏の現代世界評価に至るまで、極めて、広範・多岐にわたった。